

議案第 8 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山 西 正 泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教育委員会の決裁事項） 第 4 条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5） 部長、課長、<u>室長</u>、美術博物館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、美術博物館副館長、文化財センター所長及び二川宿本陣資料館長の任免その他身分関係を決定すること。 （6）～（19） （略）	（教育委員会の決裁事項） 第 4 条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5） 部長、課長、美術博物館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、美術博物館副館長、文化財センター所長及び二川宿本陣資料館長の任免その他身分関係を決定すること。 （6）～（19） （略）

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。